

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成26年10月1日付け教総第708号による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

多賀城市教育委員会（以下「実施機関」という。）の平成26年7月9日付け生学第267号による公文書不存決定については、相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成26年7月1日に多賀城市情報公開条例に基づき、実施機関に対し、JR仙石線多賀城駅に隣接する多賀城駅北再開発ビルのA棟（以下「A棟」という。）が、4階建の棟、つまり1・2階を商業施設、3・4階を多賀城市立図書館（以下「図書館」という。）とした建物の構造から、3階建の棟、つまり商業施設と図書館を各階層に配置する形に変更した件（以下「当該変更」という。）について、検討した文書、記録などの全て（検討した月日・場所、検討した者の所属・氏名、変更の理由、変更を提案した資料の説明から検討・決定に至るまでの全ての資料）を開示するよう請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、請求対象文書が存在しないとして、平成26年7月9日付けで公文書不存決定（以下「本件公文書不存決定」という。）を行った。
- (3) 本件公文書不存決定に対し、不服申立人は、平成26年9月8日付けで異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、平成26年10月1日付け教総第708号により、本件不服申立てに係る公文書不存決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年10月15日、同年12月22日、平成27年1月19日、同年3月17日及び同年5月8日に会議を開催し、不服申立人及び実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、不服申立人及び実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書不存決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書等において、おおむね次のように主張している。

- (1) 市が認可した再開発事業の施行者である多賀城駅北開発株式会社（以下「施行者」という。）が駅北地区に再開発ビルA棟・B棟を建設し、市がA棟の建物の一部を買い取り、図書館を移転することについては、多賀城市議会においても設計図を含めて議論されている。

- (2) 本件公文書開示請求の内容は、図書館の基本構想・基本設計の変更に関わるものである。当然のことながら、組織機構の1つである図書館の基本構想・基本設計について実施機関において何の検討もなされていない、あるいはそれらに関する文書、記録等が存在しないとするならば、実施機関は自らその責務を放棄し、無責任な教育行政を執っていると判断せざるを得なく、一般的にそのようなことは考えられないことである。
- (3) 当初提出された設計図では、西側入口そばに児童図書コーナーが設定され、議会等でその危険性が指摘され、実施機関職員が設計事務所に出張し、設計の見直しを依頼している。その結果、西側入口を閉鎖の上、北側に新たな入口を作り、書店を通過して児童図書コーナーに行けるよう変更している。
- (4) この例にあるように、実施機関は図書館の設計に深く関わっている。その実施機関が基本構想・基本設計の変更に関して検討した文書及び記録が存在しないとは一般的には考えられないことである。
- (5) 検討した記録等が存在しないというのは、隠しているのか、あるいは、自らの職務を放棄していると判断せざるを得ない。
- (6) よって、本件公文書不存在決定は、違法・不当である。

4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) A棟の建設主体は施行者であり、設計については、施行者から事業コーディネート業務を委託された業者（以下「コーディネート業者」という。）が実質的に行っている。
- (2) A棟には、図書館が移転する予定であることから、実施機関はコーディネート業者とA棟の設計、構造等について協議や意見交換等を行ってきた経過があるが、そもそも当該変更は、このような協議等によりA棟の設計、構造等を検討する以前の構想段階において施行者の裁量により行われたものであるため、実施機関において、当該変更に関する内部検討並びに施行者及びコーディネート業者との協議等は行っていない。
- (3) 当該変更については、再開発事業の担当課である建設部市街地整備課から報告を受けたものであるが、当該変更によってA棟の延床面積及び建物全体に対する図書館の占有割合が大きく変動するものではなく、移転後の図書館行政に支障が生ずるものではないことを事業担当部署である教育委員会事務局生涯学習課において確認し、その旨を教育長に報告している。
- (4) 当該変更に係る確認及び教育長への報告については、組織的に保有する公文書として特に作成・保存していないことから、不服申立人が主張するような公文書は存在しない。

5 当審査会の判断

- (1) 不服申立人は、当該変更は移転後の図書館の基本構想・基本設計に係る重要事項であるため、実施機関において検討が行われ、係る公文書が存在してしかるべき旨を主張している。
- (2) これに対し、実施機関は、上記4(2)のとおり、実施機関は、当該変更に関する検討並びに施行者及びコーディネート業者との協議等を行っておらず、また、上記4(3)のとおり、施行者が当該変更を決定するに当たり、施行者への承認、追認等の行為も行っていないと主張している。
- (3) 実施機関の主張するとおり、当該変更が構想段階において施行者の裁量によりなされたものであったとしても、A棟が図書館の移転先である以上、不服申立人が主張するとおり、当該変更に関

関し実施機関において何らかの検討がなされていて不自然ではないと思料されることから、改めて実施機関に確認したが、当該変更に係る公文書の存在は認められなかった。

(4) 以上のことから、現に対応する公文書が存在しない以上、当審査会としては、本件公文書不存決定については、相当と判断せざるを得ない。

(5) よって、上記1記載のとおり、答申する。

以上